

目次

- 1 [待機児童解消対策推進事業](#)

効率的・効果的に待機児童ゼロの水準を維持していくために、既存施設の活用、保育士確保、情報提供など多様な手法を活用し、保育を必要とする方が一人でも多く入所できるよう保育環境の整備に取り組みます。
- 2 [保育所等整備方針策定事業](#)

現在、令和2年度から令和6年度までの「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策を推進しているところですが、今後、就学前児童数の減少や保育需要の減少が見込まれる中での保育需要に合わせた供給のあり方、保育園の整備について方針を策定する必要があります。

就学前児童数や、保育需要について今後の推計から必要な保育の確保量を積算し、将来にわたり、必要な保育量を確保するための方策について検討します。
- 3 [公立保育園施設整備事業](#)

公立保育園が将来にわたり求められる役割を果たすため、適切に維持管理しながら、安全・安心な保育サービスを提供していくことを目的として、維持保全や再整備に関する計画を策定します。

運営については、公立保育園として役割を果たし、保育の質の向上を目指すための取り組みを推進します。

施設については、公共施設総合管理計画（改訂版）に基づき、今後策定予定の公共施設総合管理計画個別計画へ位置づけるため、施設の整備、修繕、予防保全等内容の精査と項目の検討を行います。
- 4 [保育料収納事務](#)

保育料の受益と負担の公平性、財源の確保を図ることから、口座振替の推奨を行うとともに、督促状の送付、きめ細やかな対応・折衝、滞納者に対する財産調査及び児童手当からの振替等により、滞納整理を行います。
- 5 [公立保育園管理運営事業](#)

・公立保育園において、安全・安心な保育が提供できるように保育士・調理員など会計年度任用職員の配置や、建物の維持管理を行います。

・公立保育園の園児に対し、質の高い保育の実施、安全・安心な給食の提供、給食をおとした食育を推進します。また、定期的に健康診断を実施し、病気の予防や衛生面での必要な活動を行います。

・保育士の業務負担軽減のためICTの活用を検討します。

【主な業務】

 - ・職員の配置に関すること
 - ・業務管理に関すること
 - ・施設維持管理に関すること
 - ・指導育成に関すること
 - ・健康管理に関すること
- 6 [中海岸保育園管理運営事業](#)

・民間事業者による効率的・効果的な運営を実施するため、指定管理者による運営を行います。

・通常の保育（定員120人）の他、時間外保育、一時預かり、病後児保育など多様な保育サービスを提供します。
- 7 [保育所等入所調整事務](#)

指定管理期間：令和2年4月～令和10年3月
指定管理者：社会福祉法人 西久保福祉会

就労等のため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育をするため、保育の必要性の高さを審査し、施設との調整により入所決定を行います。また、入所後においても、就労等の状況による保育の必要量から認定や保育料の算定を行います。

また、入所後も児童や保護者の状況を確認し、認定の変更を行います。

さらに、保護者からのさまざまな相談を年間を通じて受けており、多様なニーズに応じた審査が公平にできるよう、点数の見直しや申請書及び保育所等のしおりの改訂を行います。

なお、事務の効率化のため、入園調整について、AIによる選考を検討します。
- 8 [公立保育園の地域子育て支援事業](#)

児童福祉法に基づく地域子育て支援として、地域の子育て家庭を対象に、子育て支援事業（子育て相談、子育てサロン事業、子育て情報の発信、育児サークル支援、育児講座の実施、体験保育、園庭開放）を実施します。

浜見平保育園地域育児センターでは安心して保育環境で、子どもを遊ばせることができ、保護者は常駐する保育士からいろいろな遊び方や、子どもの発達に関する悩みなど様々な相談をすることができ、
- 9 [休日等保育事業](#)

就労体系の多様化に伴う休日等の保育需要に応えるため、休日や年末に保育を実施します。

通常は、平日（土曜日を含みます。）の利用しかできませんが、次の要件を満たす児童は、休日等（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第128号）に規定する休日及び年末（12/29・30））に保育園を利用することができます。

 - 1 茅ヶ崎市内の認可保育所等に在園していること。
 - 2 休日等において保護者が就労などにより保育ができないこと。
 - 3 休日等保育の利用月において満6ヶ月以上の就学前児童であること。
 - 4 健康で集団生活ができること。
 - 5 慣らし保育が終了していること。
- 10 [一時預かり補助事業](#)

保護者の育児疲れの解消、急病・入院など、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、幼稚園、幼稚園型認定こども園及びその他の場所において、一時的に児童を預かり、必要な保育を行う施設に対して補助を行います。
- 11 [民間保育所等運営事業](#)

国が定める公定価格に基づき、管内児童が所在する市内外の民間保育所等へ運営に必要な保育経費を給付します。

各園の月初の在籍児童数の確認、職員一覧、出席児童数、一時保育実績、延長保育実績（標準時間・短時間・A B階層減免）等の報告を受け、保育の実施状況を把握・確認しています。
- 12 [施設型給付事務](#)

各園の運営状況に応じて、加算の認定、保育士等の処遇改善の認定を行います。

国が定める公定価格に基づき、管内児童が所在する市内外の認定こども園及び新制度移行幼稚園の運営に必要な保育経費を給付します。

各園の月初の在籍児童数の確認、職員一覧、出席児童数、一時保育実績、延長保育実績（標準時間・短時間・A B階層減免、1号給食日数実績、幼稚園型一時預かり）等の報告を受け保育の実施状況を把握・確認しています。

各園の運営状況に応じて、加算の認定、保育士等の処遇改善の認定を行います。
- 13 [地域型保育給付事務](#)

国が定める公定価格に基づき、管内児童が所在する市内外の地域型保育事業者の運営に必要な保育経費を給付します。

各園の月初の在籍児童数の確認、職員一覧、出席児童数、一時保育実績、延長保育実績（標準時間・短時間・A B階層減免）等の報告を受け保育の実施状況を把握・確認しています。
- 14 [民間保育所等運営補助事業](#)

各園の運営状況に応じて、加算の認定、保育士等の処遇改善の認定を行います。

運営に必要な経費について、民間保育所等へ補助金の支払いを行います。

民間保育所等における自主的な施設経営を促進するとともに、経営基盤の安定及び強化並びに入所児童の処遇の向上を図ることを目的として、各園の該当する補助対象事業（例：年齢別利用者基礎加算、損害保険加入費等）に要する費用を補助しています。
- 15 [地域型保育運営補助事業](#)

運営に必要な経費について、地域型保育事業者へ補助金の支払いを行います。

地域型保育事業者における自主的な施設経営を促進するとともに、経営基盤の安定及び強化並びに入所児童の処遇の向上を図ることを目的として、各園の該当する補助対象事業（例：年齢別利用者基礎加算、損害保険加入費等）に要する費用を補助しています。
- 16 [施設等利用費給付事務](#)

令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」に伴い、認可外保育施設や預かり保育（認定こども園・新制度移行幼稚園）、一時預かり（保育所、幼稚園、認可外保育施設など）の利用者の申請により認定をし、支給を行います。

なお、申請方法は、利用者が利用施設の証明を基に市へ請求を行う「償還払い」と利用者が利用施設へ申請し、施設が市へ請求を行う「現物給付」の2つがあります。
- 17 [届出保育施設補助事業](#)

児童福祉法第59条の2の規定に基づき届出を義務づけられた私設保育施設に入所している児童の処遇向上を図ります。

【補助対象事業等】

 - 入所児童健康診断費補助
 - 調理・調乳担当職員保菌検査費補助
 - 施設賠償責任保険料補助
- 18 [認可外保育施設利用者保育料助成事業](#)

認可保育所等の入所要件である保育の必要性を満たしているものの、現に認可保育所等への入所ができず、認可外保育施設に入所している児童の保護者へ保育料の一部を助成するものです。

- 19 [幼稚園類似施設利用料補助金に関する事務](#) 幼児教育・保育無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料（保育料）を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする事業です。
幼児一人につき月額2万円を補助しています。
- 20 [実費徴収に係る補給給付事業補助金に関する事務](#) 私学助成幼稚園の利用者のうち、低所得で生計を維持することが困難である世帯等に対し、教育時間の食事の提供にかかる費用のうち、副食費の一部を補助することで、園児の円滑な幼稚園の利用を図る事業です。
月額4,800円を上限に補助を行います。
- 21 [幼稚園団体・障害児教育・健康管理費補助金に関する事務](#) 茅ヶ崎市私立幼稚園協会に対して、協会に所属する私立幼稚園の職員の資質向上等のために協会が事業に要した費用の一部を補助することにより、茅ヶ崎市内の私立幼稚園等の振興を図る事業で、職員の資質向上を図る事業及びその他私立幼稚園等の振興に関する事業を対象事業として、要した費用の3分の1（50万円を上限）を助成します。

市内の私立幼稚園等及び私立の認定子ども園に対し、障害児教育に係る経費の負担を軽減することにより障害児教育の振興を図るための事業で、障害児教育に必要な物品等の購入事業などを対象事業として、障害児1名につき1月あたり9,000円を限度として補助を行います。
- 22 [幼稚園無償化認定・給付業務](#) 市内の私立幼稚園の設置者に対し、園が実施した健康診断事業に要した費用の一部を補助することにより、幼児の健康の増進を図るための事業で、園が健康診断事業に要した費用のうち、68,000円を上限として補助を行います。
子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼稚園や幼稚園類似施設等の一部利用料について施設等利用費を支給する事業です。
月額25,700円を上限に給付を行うほか、保育の必要性があると認定を受けた場合には、11,300円を上限に預かり保育の利用料を給付します。
- 23 [指導監査・実地指導に関する事務](#) 保育の質の向上のため、市が認可した家庭的保育事業所等に対しては、児童福祉法に基づく指導監査を、原則として1年に1回行います。併せて、子ども・子育て支援法に基づき運営費や施設等利用費の給付を受けている保育所、認定こども園、幼稚園等に対して実地指導を原則として2年に1回行います。
施設に対する指導の内容は、主に入所児童への支援が適正であるかどうか、施設の運営が適正であるかどうかということについてです。
- 24 [家庭的保育事業等の認可に係る事務](#) 乳児又は幼児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されるための最低基準に適合していることを審査し、家庭的保育事業等の認可及び認可施設の届出に関する事務を行います。
- 25 [保育士等研修事業](#) 認可保育所や認可外保育施設等の保育従事者を対象に研修を実施し、全市的な保育の質の維持向上を目指します。
国が示す保育指針等と連動するテーマや保育現場の課題に精通した講師による講義を中心に、オンライン開催等を取り入れながら実施しています。

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○児童福祉法</p> <p>第三条の三 市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。</p> <p>第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>○子ども・子育て支援法</p> <p>第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。</p>

法的 実施根拠	あり
	<p>児童福祉法</p> <p>第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> <p>② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
	<p>児童福祉法</p> <p>第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> <p>② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○児童福祉法 附則 第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。</p> <p>4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○茅ヶ崎市立保育園条例</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、市立保育園を設置し、その名称、位置及び定員は、別表第1のとおりとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○児童福祉法</p> <p>第三条の三 市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。</p> <p>○茅ヶ崎市立保育園条例</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、市立保育園を設置し、その名称、位置及び定員は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第三条 茅ヶ崎市立中海岸保育園の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○児童福祉法</p> <p>第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。</p> <p>3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。</p> <p>附則</p> <p>第七十三条 第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○児童福祉法</p> <p>第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにつくことその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○児童福祉法 第六条の三 ⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○児童福祉法 第六条の三 ⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○子ども・子育て支援法 附則 (保育所に係る委託費の支払等) 第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○子ども・子育て支援法 (施設型給付費の支給)</p> <p>第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○子ども・子育て支援法 (地域型保育給付費の支給)</p> <p>第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○社会福祉法 第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。</p> <p>○茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則 第3条 市長は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則</p> <p>第3条 市長は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○子ども・子育て支援法 (子育てのための施設等利用給付) 第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども(保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費(第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。)、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。)の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。</p> <p>一 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)</p> <p>二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度(政令で定める場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。)を課されない者(これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○子ども・子育て支援法</p> <p>第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>～略～</p> <p>四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・子ども・子育て支援法</p> <p>第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>～略～</p> <p>三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業</p> <p>～略～</p> <p>ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則</p> <p>第3条 市長は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○子ども・子育て支援法 (子育てのための施設等利用給付) 第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども(保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費(第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。)、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。)の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。</p> <p>一 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)</p> <p>二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度(政令で定める場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。)を課されない者(これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・児童福祉法</p> <p>第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。</p> <p>第34条の17 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>・子ども・子育て支援法</p> <p>第14条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第56条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは家庭的保育事業等所、事務所その他の教育・保育の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第58条の8第1項 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援を提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・児童福祉法 第34条の17 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>・子ども・子育て支援法 第14条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第56条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは家庭的保育事業等所、事務所その他の教育・保育の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	